

秋田県教育委員会訓令第1号

庁中一般
各地方機関
各教育機関

秋田県教育庁職員等服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

秋田県教育庁職員等服務規程等の一部を改正する訓令
(秋田県教育庁職員等服務規程の一部改正)

第一条 秋田県教育庁職員等服務規程(昭和二十八年秋田県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>(出勤簿への押印)</p> <p>第四条 職員は、出勤後直ちに別に定める様式による出勤簿に記録しなければならぬ。ただし、電子情報処理組織(職員の服務の管理に関する事務を処理するためのものに限る。以下同じ。)を使用して当該事務を処理することとされる職員にあつては、この限りでない。</p>
改正前	<p>(出勤簿への押印)</p> <p>第四条 職員は、出勤後直ちに別に定める様式による出勤簿に押印しなければならぬ。ただし、電子情報処理組織(職員の服務の管理に関する事務を処理するためのものに限る。以下同じ。)を使用して当該事務を処理することとされる職員にあつては、この限りでない。</p>

(秋田県教育委員会公印取扱規程の一部改正)
第二条 秋田県教育委員会公印取扱規程(昭和六十二年秋田県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。


改正後	<p>様式第2号 公印作成(改刻) 申請書(第7条関係)</p>
改正前	<p>様式第2号 公印作成(改刻) 申請書(第7条関係)</p>


公印作成 (改刻) 申請書
 略
 申請者職氏名
 略


公印作成 (改刻) 報告書 (第7条関係)
 略
 公印作成 (改刻) 報告書
 略
 報告者職氏名
 略

公印廃止申請書 (第7条関係)
 略
 公 印 廃 止 報 告 書
 略
 申請者職氏名
 略

公印紛失 (損傷) 報告書 (第8条関係)
 略
 公印紛失 (損傷) 報告書
 略

公印作成 (改刻) 申請書
 略
 申請者職氏名
 略


公印作成 (改刻) 申請書 (第7条関係)
 略
 公印作成 (改刻) 報告書
 略
 報告者職氏名
 略


公印廃止申請書 (第7条関係)
 略
 公 印 廃 止 報 告 書
 略
 申請者職氏名
 略


公印紛失 (損傷) 報告書 (第8条関係)
 略
 公印紛失 (損傷) 報告書
 略

<p>公印保管責任者職氏名</p> <p>略</p>	<p>公印保管責任者職氏名</p> <p>略</p>
<p>様式第7号 公印影印刷承認申請書 (第10条関係)</p> <p>公印影印刷承認申請書</p> <p>略</p> <p>申請者職氏名</p> <p>略</p>	<p>様式第7号 公印影印刷承認申請書 (第10条関係)</p> <p>公印影印刷承認申請書</p> <p>略</p> <p>申請者職氏名</p> <p>略</p>

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。